

次回第2回 2007年7月25日(水) 13時30分～
平成19年(行ウ)第2号 福井県男女共同参画審議会音声記録非公開処分取消請求事件

原告 寺町知正 他12名
被告 福井県

2007年5月31日

福井地方裁判所民事部合議2係御中

原告選定当事者 寺町知正
(送付先) 岐阜県山県市西深瀬208-1
Tel/fax 0581-22-4989

原告準備書面(1)

本件音声記録の公文書性に関する被告主張の要点は「音声記録は備忘録」であって『管理』していない」との旨に尽きるのでその点について反論してから、被告答弁書に個別に反論し、関連して求釈明する。

第1 本件音声記録の公文書性について

1 「音声記録は備忘録」ではない

(1) 訴状第7の7の(2)で述べたとおり、福井県文書規程(甲第9号証)の第2条1号の文書の定義においてさえも、「職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録・・・)をいう」とされているとおり、「決済・供覧前文書」という限定が外れた現行の本件条例においては、起案前文書であっても、起案のために情報収集した他の事例の文書や他の自治体の文書等も本件対象文書となるのは明白である。

一般的に議事録担当職員の頭の中の世界をメモ書きしたものなら、私的な備忘録とかメモともいえるかも知れない。しかし、本件音声記録は福井県男女共同参画審議会という県の非常勤の特別職の委員らの会議を録音したファイル自体及びその記録された諸々の発言であって、公的会議における「事実」を記録したものである。決して、本件議事録担当職員の思想や信条、思考、考察など職員の頭の中の考えや着想等、あるいは思考過程等、職員固有の私的な記録ではない。

(2) 本件担当課の職員の事務分担表からみても、個人的な備忘録ではない。

本件争点の審議会会議や議事録作成を担当した福井県の「男女共同参画チーム」の職制上の事務分担(甲第19号証-1)に関して、平成18年度主任宮越広美及び主査石原政和は、「1 男女共同参画事務の総括に関すること」「4 男女共同参画チームの運営に関すること」等を担当し、主査石原政和及び主任宮越広美・主事上野美雪は「1 男女共同推進条例に関すること」「2 男女共同参画審議会に関すること」「3 男女共同参画に関する苦情処理に関すること」「4 男女共同参画社会づくり推進事業に関すること」「5 男女共同参画情報発信事業に関すること」等を担当している。男女共同参画審議会関係の分担として3人の職員が配置されているのである。

平成17年度以前の事務分担も同様である(甲第19号証2ないし5)
この点は、訴状第10の4の(3)で述べた職員録(甲第16号証)も同旨である。

(3) 当該文書が「公文書」にあたるかどうかの判断については、文書の作成又は取得の状況がひとつの材料である。本件において、職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうかという観点では、被告は「本審議会について録音を個別的に指示された事実もない。」とするが、会議録のそれぞれ(乙第3号証)(甲第20号証-1ないし8)をみれば、職制上の管理監督者等からの指示等の関与があったことは十分に推認できることである。

(4) 衆議院法務委員会での質疑

民事訴訟法の改正に関する衆議院法務委員会の質疑において、「個人的なメモ、備忘録、日記等のおよそ外部の者に開示することを予定していないような文書は不開示で、公務員が組織的に用いるもの提出をさせる、これは情報公開法と同じような規律である」との旨の答弁がなされている(甲第21号証)。

本件において、本件音声記録の内容は外部の者に開示することを予定している内容であるし、組織的に議事録を作成するものである。

2 管理について

(1) 本件条例第2条における「管理」の意味に関して、当該文書を「管理」することの必要性の存否と、情報公開請求時点での当該文書の公文書性の有無の判断における「管理」は意味が違う。被告は、「管理」を主観的なことと考えて、本質的な誤りを犯している。あくまでも、情報公開請求時点で「管理している事実」があるか否かが公文書性の判断根拠である。

わかりやすくいえば、本件文書規程において各文書を規定しているところ、その分類基準は、当該担当課の判断としての「必要性」や「管理の認識」ではなく、文書の性質であって、この文書の性質を厳密に理解し文書を管理するように求めているのが文書規程である。

本件文書規程に、被告の本件主張の諸点の規程は皆無である。

(2) 本件音声記録の性質に関して、過去において会議の後の適当な時期に会議録をインターネットに公表されていたこと(甲第20号証-1ないし8)等に鑑みれば、「今回は議事録を作成しない」ということはあり得ないから、公務の遂行に不可欠である。

例えば、議事録作成をする予定であった職員が急病で中長期に入院した場合には、他の職員がしかるべき上司に「議事録の作成はどうしましょうか?」と確認することに対して上司が「作成するよう」指示する、あるいは、上司が自主的に他の職員に「議事録を作成するよう」指示することは疑いない。いずれにしろ、当該職員は、本件音声記録を再生することで「議事録の作成」という職務が遂行できるのである。

(3) 保存又は廃棄の状況

当該文書の保存又は廃棄の状況に関しては、もっぱら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されてい

るものであるかどうか判断材料のひとつであるが、本件においては被告答弁のとおり、県の公費で購入した機器で録音しており、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであることは明らかである。

(4) 職員の個人的な検討段階に留まるもの、例えば、起案前の職員の個人的検討段階の文書等は該当しないこともあり得るかも知れないが、本件音声記録は組織において業務上必要なものとして保存されていたのであり、本件担当職員が議事録原案の検討過程で使用する公文書である。

起案前の職員の個人的検討段階の文書等を誰かが破棄・削除したら当該職員が再度作成すれば済む性質のものは個人的なメモ、備忘録としても良いだろう。しかし、もし、誰かが音声記録を破棄・削除したら、本件のように、通常作成しているような議事録の作成が困難となることは明白であることから、組織として管理していると言うべきである。

3 以上、議事録作成前の時点で情報公開請求された本件音声記録は、公文書というべきである。

第2 福井県の情報公開における条例の解釈運用には大きな問題がある

1 「平成7年条例」

福井県公文書公開条例（昭和61年3月24日・福井県条例第2号 改正 平成7年7月14日・条例第32号）（以下、「平成7年条例」という）（甲第22号証）において、（定義）第2条は「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成または取得をした文書、図画および写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、**決裁または供覧の手續終了後、県において管理されているものをいう。**」とされていた。

この平成7年条例に関して、文書自体は存在するが、被告が「公文書に該当しない」として非公開にした処分について、最高裁は「決裁の手續が予定されている文書を作成する基礎となった文書が、同決裁手續の終了により、公文書公開条例が公開の対象として定める決裁等の手續が終了した文書に当たる」として公開を命じた。最高裁第二小法廷平成16年09月10日判決、平成13年（行ヒ）第118号・公文書非開示処分取消請求事件、原審 名古屋高等裁判所金沢支部（平成12年（行コ）第7号）である（甲第23号証）。

2 福井県の情報公開では公文書性に関する争いが多い

現行の本件条例についてみると、福井県の実施機関による非公開処分を前提とする異議申し立ての状況、つまり情報公開審査会への知事の諮問に対する答申（甲第24号証-1）の書類から分類すると、公文書性に関しての非公開処分が多いことが顕著な傾向として認識される。換言すれば、福井県の情報公開における公文書性に関しての非公開処分つまり「門前払い」が多いのである（甲第24号証-2）。

3 被告は「平成7年条例」の解釈を踏襲している

被告は、「平成7年条例」においては「決済後」という限定をかけた条例を施行していたが、現行の平成12年の条例においては、「決済または供覧の手續き終了後」という限

定は撤廃された。

被告は、本件条例の解釈において、従前条例の解釈を踏襲して主張し、実務における公文書性の判断においても、「平成7年条例」の判断基準を採用していると考えれば、本件処分がなされた理由も、本件訴訟における被告主張の経緯も理解しやすい。

4 被告の怠慢もしくは非公開指向

「平成7年条例」はAタイプの条例であるところ、平成12年条例に改正された現行の条例の運用がなされている最中の平成16年に上記最高裁判決が出た。

本件条例の1条3条等趣旨目的に鑑みれば、被告には、職員らにこの点を徹底させ、現行の本件条例の解釈運用にも精緻かつ厳格に反映させる責務があることは明白である。

然るに被告には職員に周知する姿勢がない。

例えば、被告は、情報公開訴訟における判例等事例集を作成・配布・公表している。内容や記載様式、表現からしても、これが、情報公開の手引きの補完版であることは、明らかである。

適宜改正されているようであるが、「平成19年4月」とする版(甲第25号証)には上記平成16年最高裁判決が搭載されていない。目次など構成をみれば、第2条の公文書性をそもそも掲載していないことから、被告の第2条の公文書性に対する後ろ向き姿勢が明白である。

これらは、本件条例の1条3条等趣旨目的に反するというしかない。

5 以上のとおり、福井県の情報公開における条例の解釈運用には大きな問題がある。

第3 答弁書の「第2 請求の原因に対する答弁」に対して

1 「2 『第2 請求の趣旨に係る公開請求と非公開処分』について」に関して

(1) 被告は(2)で、原告らの審査会の処理が長期化すると懸念を否認して、「諮問の件数、委員の審議状況等により答申までの期間は異なり、一概に長期化するとは言えない」とする。しかし実際の答申結果の集計(甲第24号証-2)のとおりである。

そして、原告らの異議申し立てに関して、「本件については、被告は同審査会に対して早期処理を要請している。」という。事案により結論に至るのに時間がかかるのは当然であるが、特定案件を指定して「早期処理を要請」という行政姿勢は、審査請求・異議申し立てを国民の権利として保障した行政不服審査法及び本件条例の趣旨や目的を損ない制度の根底を揺るがすものである。被告の行政庁としての国民の権利保護に対する責務についての認識が疑われる。

(2) なお、本件原告らは当該異議申し立てについては、諸般考慮した上で、2007年5月15日付けで福井県知事宛て、「2006年11月21日付けでした異議申し立てにつき、別途提訴したこともあり、異議申し立ての請求を本日をもって取り下げます。」との取り下げ書を発送、同17日に福井県担当課より受け取った旨の回答があったところである。

2 「3 『第3 本件提訴の経過と音声記録の公開の必要性』について」の(1)に対して

(1) 被告は、書面リストに関して当初「一部公開」処分だったところ、のちに「全

面公開」したのは個人情報の帰属主体が公開を承諾した、からだという。しかしこの主張は2点で看過しがたい。

(2) 第一点として、当初「一部公開」の処分決定書において公開しない部分として「表題部、NO、書籍名、副題、著者・编者、出版社、備考各欄記載事項」、公開しない理由として、本件条例の第7条第1号該当「公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため」同第7条第2号該当「公にすることにより、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」とされているのだから、1号個人情報としての非公開に該当する事由が消滅したとしても2号法人情報の問題は解決しないのだから、全面公開したことは被告の主張に整合性がなく成立しない。

(3) 第二点は以下である。「個人情報の帰属主体が公開を承諾した」とは、当該文書の書面の作成者が公開してよいと言ったから(当時の県の担当者の口頭の回答)ということ指している訳だが、被告は基本的に情報公開の請求に対する公開・非公開の判断において個人情報に該当する場合、その当事者に「公開してよいなら公開する」との確認後に公開処分するという事務は行っていない。個人情報は一律に非公開としているところ、本件においてだけ、そのような事後修正をするということは、結論として公開は請求者には歓迎されるものであるとしても、被告の行政庁としての処分の統一性という自明の理に背反し、結局は本件条例の趣旨が損なわれるおそれがある。

(4) このように、被告の姿勢や主張からは、条例に違背し、あるいは恣意的・気まぐれな処分によって県民の権利侵害を引き起こすおそれすらあるといわざるを得ない。

3 「6 『第6 本件音声記録の位置づけ』について」の(2)に対して

同項の「(5)について」において、被告は本件音声記録は「公的に管理する『公文書』ではない」との主張である。この点、第1で述べたとおり被告主張は誤っている。

4 「7 『第7 本件処分の違法』について」に対して

被告は、(1)ないし(3)において、本件条例第2条第2項の「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関が管理しているものをいう。」との規定に関して、本件音声記録について「職務上作成し、または取得した電磁的記録」であることは認めた。

結局、本件争点は、前項3同様に「管理要件該当性」の判断であることになる。

5 「10 『第10 情報公開条例上での公文書の定義の比較について』に対して

(1) 同項(3)において、被告は「議事録作成が組織としての業務であることは争わない」「媒体は公費で購入」「議事録作成が有給の執務時間中」とし「音声記録が組織的に保管・管理されていることは明白」との原告主張につき争うとする。

この点につき、第1で述べたとおり被告主張は誤っている。

また、第7で示す実行委員会に関する確定判決に照らしても、被告主張は誤っている。

(2) 同項(4)において、被告は「本件音声記録は、(情報非公開)処分時においても、

被告は『管理』していたものではない」とし、「本件音声記録は、担当職員が本人の判断で備忘的に録音したものであって、録音すべき旨の規定もなく、本審議会について録音を個別的に指示された事実もない。仮に、別の職員が議事録作成担当となった場合には、今回と同様に音声による記録が行われるとは限らない」とする。

被告は、「本審議会について録音を個別的に指示された事実もない。」と「個別的」を強調するが、それは裏返せば、本件審議会設置の当初の事務分担で録音業務が位置づけられ、担当者の事務引継ぎとして継続伝達されたことをうかがわせるのである。

過去の同審議会の設置から現在までの議事録のその一回ずつのボリュームの多さから常識的に判断して、職員の筆記のメモを主体に作成されたものでなく、音声記録の再生を主体として議事録を作成したのである。仮に手書きメモが存すれば、それで確認する程度であろう。

第4 答弁書の「第3 被告の主張」の「2 『公文書』の解釈について」への反論

まず、被告は、答弁書の「第3 被告の主張」「1 事案の概要」のウにおいて「職員は、後日、議事録を作成する必要があることから、備忘のために、自己の判断で、審議会の状況を磁気ディスク(MD)に録音した」とすることは念頭に置く。

1 「2 『公文書』の解釈について」のイに対して

(1) 被告は、「公務遂行の過程で作成される文書には、組織として管理するもの以外にも、事案解決のためのヒアリング資料の草稿、備忘的メモ、担当職員の検討段階中の文書等、多種多様なものが存在する。これらの文書をすべて「公文書」として扱うとするならば、県庁舎および出先機関の庁舎内に存在するこれらの膨大な量の文書は、書き損じたもの等を除いて、一切廃棄することができないこととなるばかりか、公文書の公開請求に迅速に対応するため、どのような文書がどこに保管保存されているかを明らかにしておく義務が実施機関に生ずることとなるが、このようなことは、事務処理上も、保管スペースという物理的側面からも不可能あるいは著しく困難であり、必ずしも公文書公開の円滑かつ適正な実施および公文書の公開に係る県民の権利を保障することに資することにもならない。したがって、公務遂行の過程で作成される文書であっても、担当職員の備忘的メモ等は本件条例上の「公文書」に該当しない。」とする。

(2) しかし、被告主張は、本件条例の以下の規定に違背している。即ち、本件条例第31条で公文書の管理として「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。実施機関は、公文書の分類、作成、保存および廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるとともに、これを閲覧に供しなければならない。」、(公文書検索目録の作成等)「第三十三条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録を作成し、閲覧に供するものとする。」、(実施機関相互の間の調整)「第三十五条 知事は、公文書の公開に関する制度が適正かつ円滑に運営されるよう実施機関相互の間の調整を行うものとする。」、(制度の充実および改善)「第三十六条 実施機関は、公文書の公開の実施状況等を踏まえて、公文書の公開に関する制度の一層の充実および改善に努めるものとする。」、(情報提供の推進)「第三十七条 県は、県民の県政への参加を推進するとともに県政の公正な運営を確保するため、広報活動の充実等県民への迅速かつ的確な情報の提供の推進に努めるものとする。」等の規定に違背し、本件条例の趣旨目的を自ら否定する主張である。

(3) また、被告主張前段の「福井県情報公開条例の解釈運用基準【甲15】が、『当該実施機関が管理しているもの』とは、作成または取得に関与した職員個人が保有している段階のものではなく、実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるものをいう。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらないものである。』と記載しているのは、このような趣旨である。」とする。

しかし、手引きの「実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるものをいう。」という記述自体が間違っているのである。過去に全国で行われた多数の情報公開における争訟において「情報公開の手引き」には相応の有用性があることが確認されている。と同時に、手引きの記載内容にそもそもの誤り、すなわち「当該条例の解釈運用の基準」に誤りがあるから実施機関（職員）が誤った処分を行って、判決で取り消しを命ぜられるということが少なくないことも認識されている。

実施機関（職員）が作成・取得し、事実上も実施機関が保有していれば「当該実施機関が管理しているもの」に当たるのである。

被告主張も、その前提となるのであろう手引きの本件部分の「解釈運用」の解説も、いずれも本件条例の解釈を誤った違法なものである。

(4) さらに、被告主張後段の「職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写し」に該当する文書等は本件には存しないが、「職員の個人的な検討段階にとどまる資料等」とは、本件に即していえば、例えば担当職員が「議事録を作成しているまさにその途中のパソコン等に記録・保存されるデータ」は個人的な検討段階のものと言えよう。これに対して、本件録音記録は、審議の客観的な事実の記録であって、担当職員が録音記録の中の音声の一部を消去したり改変したりすることが許されない性格の記録だから、個人的な検討段階のものでないことは明白である。

2 ウに対して

被告は、「担当職員の備忘的メモ等の『本件条例上の公文書に該当しない文書』は、最終案が決定された時点以降に適宜廃棄される扱いであり、逆に、公文書に該当する文書については、文書規程に基づき適切に保管・保存される扱いである。」とするが、その主張の誤りについては第1で述べたとおりである。

第5 答弁書の「第3」の「3 備忘的メモに該当する」との主張への反論

1 ウに対して

(1) 被告は、「本件音声記録の録音は、小さな磁気ディスク録音機をテーブルの片隅に置いてなされており、マイクも各発言者の前に設置せず当該録音機に附属のものを使用している。そのため、議員がマイクの前に立って発言し、それが整った録音設備により明瞭に録音された議会の議事内容を録音したテープとは異なり、発言者の着席位置や声のトーン等によっては、明瞭に録音されていない部分も存在する。すなわち、本件音声記録は、その意味では本審議会の議事内容の不完全な記録である。

したがって、担当職員は、本件音声記録を反訳して逐語的に会議記録を作成することはそもそも予定しておらず（そのような逐語的議事録作成を予定するものであれば、議会におけるように、それに応じた録音方法を取らざるを得ない）、録音と併せて、議事内

容について紙にメモを取り、当該メモと本件音声記録との双方を備忘的に用いて自己の記憶により議事録原案を作成し、次に、原案について各参加者に記載内容の確認（修正の必要があれば修正）を求めたうえで本審議会の議事録（【乙3】、以下「本件議事録」という）を起案し、最後に担当課長の決裁を受けて、本件議事録が作成されたものである。」とする。

（2） 被告みずから「決済」と表現するとおり、Aタイプの条例における判断である。過去の各審議会の議事録の公表例から見ても（甲第20号証）、音声記録がなければ、議事録を作成し得ないとの判断があるからこそ録音したことは明らかである。議事録の完成までは、廃棄することは職務上重大な支障が生ずる性質を有する文書である。

（3） 議事録の最終確定は審議会委員らに確認してなされたものであるとの被告主張であるから、議事録は「委員の確認の前」の時点でまずいったん、担当課上司らの「決済・供覧」手続きを経たと考えるのが行政事務の常識である。つまり、議事録作成者らが上司に「この議事録の内容で審議会委員らに確認してよろしいか」との作業がなされてから県庁の外部に出されるのが通常である。これは、本件審議会の議事録がかなり詳細にわたるからこそ、いっそう外部確認前の課内の事前決済は不可欠なのである。

「決済または供覧の手続き終了後、県において管理されている」という平成7年条例であるなら、被告主張も妥当する余地がある（しかし、最高裁判決からすれば、議事録の決済供覧後であっても、本件音声記録が保存されていれば対象となると解される）。

（4） 被告は、本件条例をAタイプの条例と勘違いして主張している。この点、第2で述べたとおりである。

2 エに対して

（1） 被告は、「一般に審議会の議事録は知事が任意に作成しているものであり・・審議会の委員の意見の要旨を簡潔に記録し、また、男女共同参画推進に関する多様な意見を県民に周知する目的で福井県のホームページに掲載しているものであり、そもそも逐語的議事録を作成することは予定していない。そして、上記のように議事録作成につき法的規定が存在しない以上、被告には、各審議会等の議事録を必ずしも逐語的に作成すべき義務はなく、どのような議事録を作成するかは行政裁量の観囲内であるといえる。」とし、同項オにおいて「本審議会のように逐語的な議事録の作成を予定していない場合には、議事録作成のためのメモは、紙のメモ等でも何ら不都合がないのであるが、委員の話し方の速度等によってはメモをとりきれないおそれがあることなどから、担当職員は、紙のメモに加えて備忘的に議事内容を磁気ディスクに録音し、本件音声記録を作成したものにすぎない。」とする。

しかし、議事録は、「審議会の委員の意見の要旨簡潔に記録」であり、「多様な意見を県民に周知する目的」であるとの主張のとおり、審議会事務局をになう職員や福井県側が「任意に創作した要旨」であってならないことはいうまでもなく、この点において「委員の発言」という事実に基づきかつその範囲を逸脱することは許されない性質の会議録であるから、業務・職務としての会議録作成には不可欠なものである。

（2） 「逐語的議事録を作成することは予定していない」からといって、「公文書性」

が否定されるものではない。

(3) 紙のメモについては、本件情報公開請求に際して、文書の特定をするために被告担当課職員に確認したところ、「紙のメモはなく音声記録がすべてである」との旨の回答だったので、「音声記録」だけを情報公開請求した経緯がある。

答弁書において突然「紙のメモ」が存在する旨が主張されてきたことには驚く。

(4) 被告は「担当職員は、紙のメモに加えて備忘的に議事内容を磁気ディスクに録音し、本件音声記録を作成したものにすぎない。」とするが、本件会議録(乙第3号証)を一見しても、さらに過去の審議会の議事録(甲第20号証-1ないし8)を見ても、紙のメモを主体にして議事録が作成されたものではなく音声記録を主体と議事録が作成されたものであることは、通常市民の常識な判断として認知されることである。

3 カに対して

被告は、「本件音声記録は、完全に録音したものではなく不明確な部分もあり不完全なこと、議事録作成は本件音声記録のみ依拠してなされるものではないこと、等の点において、本件音声記録の性質は紙に記載した備忘メモと異なるところはない。」とする。

しかし、前述のとおり、被告は「紙に記載した備忘メモ」は公文書でないと断定して出発する誤りを犯している。また、当該録音が完全でないからといってそれを理由として公文書性が否定されることはないのである。この部分の争点・論定に関しての公文書性は公務性と有無から導かれるものである。

ここにおいても被告は、旧条例の「決済」の規程の場合と同旨の錯覚から過ちを犯している。

本件条例は、「職務上作成し」という公務性の判断がひとつの要因であるところ被告は答弁書においてこの点を是認している。そもそも「職務上作成した」録音であるから、その録音の状況や手法が完全であるか否か、全部の音声を記録しえたか否かは公文書性の判断に影響を及ぼす要因ではない。

4 キに対して

(1) 被告は、「紙に記載したメモについては本件条例上の「公文書」には該当しないが、備忘的に磁気ディスク等に録音した場合には本件条例上の「公文書」に該当することとなるとするならば、備忘的記録の媒体によって異なる取扱いをせざるを得ないという不合理が生じることとなる。」とする。

被告の「メモについては本件条例上の「公文書」には該当しないことの主張自体が誤りである。

被告は「これはメモだ」といえば公文書性がなくなると錯覚しているようであるが、仮に「メモ」の体裁をとってしようと、判断は職員が職務として公的会議記録を作成するためにしたメモであれば作成途中でも公文書である。

例えば課員が第三者から課長への伝言依頼を電話を受けた時に忘れないように内容をメモ用紙にメモした場合は「メモ」であるとしても、例えば電話の内容が前日の会議の内容の補足であるときそのメモ書きが前日の書類に書き込まれたときとかメモ用紙でも同書類に添付されれば公文書というべきなのである。

(2) 被告は、「すなわち、本件音声記録は、実施機関が「管理」する必要性の存しないものである。」とする。

しかし、第1で述べたとおり、「管理」する必要性の存否と、情報公開請求時点での公文書性としての「管理」は意味が違う。被告は、「管理」を主観的なことと考えて、本質的な誤りを犯している。あくまでも、情報公開請求時点で「管理」している事実があるか否かが公文書性の判断根拠である。

(3) 被告は、「実施機関が『管理』する必要性の存しないものである。」とするが、情報公開制度における公開・非公開、あるいは「公文書性」の判断に関しては、情報公開権者の情報公開請求時点でその「請求対象物」が担当課の職務上の必要性の有無でない。

しかも管理とは物理的(含電磁的)に存在していることが前提である。管理の必要性の有無は公開・非公開の判断に影響する要件ではないのは明白であるから、被告主張は誤りである。

例えば、物理的に職員の机の上であろうと別の部屋であろうと、倉庫に放り込んでであろうと、「管理」しているものが対象となる。本件電磁的情報に関しては、コンピュータの記憶装置のどの部分に配置してであろう、どのようなファイル識別名称が付されているかが、「管理」というべきである。

(4) 情報公開請求の時点の文書が対象なのは当然として、その時点で物理的に管理しているならば「公文書」にあたるのが、本件条例の第1条、3条の趣旨目的である。

5 クに対して

被告は、「本件音声記録は、上記解釈運用基準がいう「実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるもの」に明らかに該当せず、ひいては本件条例上の「公文書」に該当しない。」とする。

しかし、手引きの記載内容の誤謬の問題については、前記第4の1の(2)で述べたとおりである。

第6 答弁書「第3」の「4 本件音声記録は判例上も公文書に該当しない」への反論

1 ア 岡山地裁判決(平成15年9月16日判決)について

(1) 被告は、「会議録と表裏一体の関係にある議会の議事内容録音テープにおいてさえ、このように公文書性を否定する余地が十分にあることからすれば、法的根拠なく任意に作成され逐語的に作成する扱いではなく、また必ずしも逐語的に作成する必要があるわけでもない本件議事録作成のための本件音声記録については、明らかに「公文書」性が否定されると言うべきである。」とするが、本件議事録は本件音声記録がなければ作成し得ないものであり、しかも、後述のとおり、議事録が審議会委員に確認した上で完成品になるという特質を考えれば、本件議事録と本件音声記録は不可分な関係にある。どんなに控えめにみても、議事録が完成するまでは議事録作成のために不可欠な存在の資料としての「公文書」である。

(2) 加えて、本件条例が、判例の条例と異なってBタイプの条例であるのだから、被告主張が誤っているのは明白である。

(3) さらに被告は、「上記のような特段の事情がない限り」との限定を加えていることに触れて、「本件議事録については、作成自体が任意であり、ワープロソフトで作成されているため判読困難といった事態は想定できず、かつ説明資料は別途作成されており情報公開請求の対象となるものであるから、同判決が例示する「特段の事情」が存在する可能性はない。」とする。

しかし、本件においては、後述のとおり、議事録が審議会委員に確認した上で完成品になるという特質が存在する。

(4) 同判決が、「議会議事録」などのような法的な作成根拠、作成義務がある文書のみを対象としているのではないことは明白である。本件争点はあくまでも「職務」において「管理していたか否か」であり、その観点について被告は「職務性」は認めているから、同判決との比較をする場合もその観点で評価すべきことである。

2 イ 名古屋高裁判決（平成14年12月26日）について

「名古屋高裁判決は、議会の会議録を録音したテープについて、『実施機関の職員が職務上作成した』文書であるとはいえるけれども、そもそも決裁文書である会議録の起案の準備のためのいわばメモの代わりにすぎないという性格のもの』と判示し、岡山地裁判決と同様、本審議会議事録とは性格の異なる議会の議事録の音声記録について明確に公文書性を否定している。」とする。

しかし、前記1で述べたとおり、議事録が審議会委員に確認した上で完成品になるという特質を考えれば、本件議事録と本件音声記録は不可分な関係にある。どんなに控えめにみても、議事録が完成するまでは「公文書」である。

加えて、本件条例が、名古屋高裁判決のAタイプの条例と異なってBタイプの条例であるのだから、被告主張が誤っているのは明白である。

3 ウ 最高裁判決（平成16年11月18日最高裁第一小法廷判決）について

(1) 被告は、「平成16年最判」が、本件テープは、決裁等の手続を予定していない情報ではないというべきである」ことに関して、結局は議会の会議録であることをもって本事案には妥当しないとする。

しかし同判決は、会議録作成のための基礎となる資料としての性格を有していることという事実を評価して当該条例における「公文書性」を認定したのであって、議会議事録であるかどうかでなく、「会議録作成のための基礎となる資料」であることに着目したものであるから、被告主張は失当である。

被告はさらに、「これに対して、本件議事録は、逐語的に作成するものではなく、それを予定しているものでもない」とするが、本件議事録が審議会委員に確認した上で完成品になるという特質を考えれば、同判決にいう「会議録作成のための基礎となる資料」というべきである。

(2) 被告は、「本件音声記録の録音内容、担当者のメモの双方を備忘的に用いて原案が作成され、さらに各委員に対する議事録原案の内容確認要請を経たうえで作成されている。

したがって、仮に平成16年最判の傍論部分を前提としても、本件音声記録は、同傍

論部分がいう「会議録作成のための基礎となる資料」には該当せず、当該傍論部分の判示は、本事案には妥当しない。」とする。

しかし、被告主張の「録音内容を用いて原案が作成されたこと」からすれば、「会議録作成のための基礎となる資料」であったことは明白である。しかも、「各委員に対する議事録原案の内容確認要請を経たうえで作成されている」というのであるから、例えば委員から「私はこんなことは言っていない」と大幅な訂正を求められたときには、その委員の言い分を鵜呑みにしてあるいは言い分のままに議事録を修正することは通常の事務としてはあり得ず、逆に音声記録を再生して再確認して事実を前提に適切に修正されていくことが通常に想定されるどころ、このことから言えばなおさらに、「会議録作成のための基礎となる資料」に該当するのである。

(3) また、「会議録」の原案を作成し上司のOKが出てから審議会委員に確認されるわけだが、例えば、担当職員が「会議録」の原案を上司に見せたとき、「ここは違っていないか」「ここは本当か、確認しろ」と言うようなことは通常に想定されることであるが、その場合には音声記録を再確認することもまた通常に想定される作業である。これからしても、組織として「会議録が完成」と認識されたときに初めてデータを消去・削除できる筋道は疑いないから、「管理」に該当することは明白である。

(4) そもそも、被告は「備忘録」と定義付けするが、個人的に消去・削除できないのだから本件条例のいう「管理」に該当しているのである。

4 エに対して

被告は、「平成16年最判は「本件の場合、本件処分当時には会議録がまだ作成すらされていなかったのであるから、できる限り公開の対象を広く解釈するとしても、このような場合にまで情報公開請求を認めるべきものとは解されない。」と判示しているところ、本件処分がなされた平成18年11月20日当時、未だ本件議事録は作成されていなかったのであるから、なお本件処分に何ら違法な点はない。」とする。

同判決は決最後の文書を対象とする条例にかかる判示であるから、上記のように判断せざるを得ないことを述べたともいえる窮余の表現であるのは明らかで、裏返して言えば、B、Cタイプの条例解釈に妥当しないことは明らかである。

被告は、「決済後」を規定する条例の場合の公文書性と、「決済後」という限定をはずした条例の場合の判断の違いが自明であることをまったく理解していない。

第7 本件争点に類する「管理としての公文書性」を認めた最高裁

岐阜県は、実行委員会に関する文書に関しての県民の情報公開請求に対して、1997年10月31日付けで、実行委員会経理の核心部分である領収書や請求書などの証拠書類について、「県職員の机の上に全部ある」にもかかわらず、「実行委員会の管理の書類であるから、県の公開条例の対象ではない」として、これらを非公開決定した。

訴訟の争点は、岐阜県情報公開条例第2条2項の規定「この条例において『公文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であつて、実施機関が管理しているものをいう」という規定をどのように解釈するかであった(甲第26号証-1)。

当時の岐阜県の条例の規定は、本件訴訟と同様のBタイプの条例である。

請求者は、異議申立を経て認められなかったため、2000年5月22日に岐阜地裁に提訴、岐阜地裁は2002年1月17日判決で原告の請求を棄却、名古屋高裁は2003年12月25日判決で地裁判決を取消して公開命令、最高裁第三小法廷決定は2005年9月13日に県の上告を棄却した(甲第26号証-2ないし4)。

第8 求釈明

被告主張に関連して、釈明を求める。また、関連して証拠等の提出を求める。提出がなければ文書送付嘱託(あるいは提出命令)手続き等を検討する。

1 録音機器に関して

録音機器は福井県の公費で購入したという。
商品名、購入価格、購入年月日を明らかにされたい。
視覚的に当該録音機器の写真を提出されたい。
福井県の財産として登録されているところの財産台帳等の写しを提出されたい。
使用状況及び使用主体あるいは使用者の範囲を明らかにされたい。

2 記録媒体に関して

音声記録されているMDディスクは公費で購入したものか、個人購入か。
商品名、購入価格、購入年月日を明らかにされたい。
視覚的に当該MDディスクの写真を提出されたい。
使用状況及び使用主体あるいは使用者の範囲を明らかにされたい。

3 記録の状況に関して

MDディスクに保存されているファイル・データの内容は、本件音声記録以外は職員個人のものか、すべて県の職務に関連する情報か。混在なのか。
県の職務に関連する情報の場合、その作成あるいは入力(保存行為)者は一人なのか、何人なのか。個人の場合、一人なのか何人なのか。
保存ファイルの名称等だけであれば業務に支障はないと考えられるので、保存ファイルの名称等の一覧を提出されたい。

4 過去の福井県公文書公開条例に関して

福井県公文書公開条例(昭和61年3月24日・福井県条例第2号)と同条例の手引きを提出されたい。
福井県公文書公開条例(昭和61年3月24日・福井県条例第2号/改正平成7年7月14日・条例第32号)の手引きを提出されたい。

5 過去の判決に関して

最高裁第二小法廷平成16年09月10日判決、平成13年(行ヒ)第118号・公文書非開示処分取消請求事件に関して、第一審、第二審及び最高裁の判決書の写しを提出されたい。

以上